

# 大分市における押印の見直しに関する方針

令和3年1月18日

大分市行政改革推進本部会議

## 1. 趣旨

市民（法人を含む。以下同じ。）から提出される申請、届出等の行政手続（以下「行政手続」という。）について押印の見直しを行うことにより、市民の負担を軽減し、市民サービスの向上を図るとともに、行政手続のオンライン化を促進することを目的とする。

また、会計手続・人事手続などの行政の内部手続（以下「内部手続」という。）についても同様に押印の見直しに取り組むことにより、業務フローの見直しやシステムの再構築等の業務改革を促進し、行政事務の効率化を図ることを目的とする。

## 2. 用語の定義

この方針における用語の定義は、以下のとおりとする。

### (1) 印鑑の用語

	定 義
登記印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。 <u>代表者印</u> 。
登録印	①印鑑登録制度において登録した印鑑。 <u>実印</u> 。 ②銀行口座開設時に届け出た印鑑。 <u>銀行印</u> 。 ③その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑。
認印	印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。 <u>三文判</u> や <u>角印</u> 。

### (2) その他の用語

	定 義
法令等	法律、政令、省令、告示、通知等
条例等	条例、規則、規程、要綱、要領等
署名	自署すること（自ら書き記すこと）。
記名	氏名を記載すること（印字でも可）。

## 3. 押印の見直しの対象

行政手続、内部手続のいずれについても、次のとおり押印根拠の分類を行ったうえで、押印の見直しの対象となるものを抽出するものとする。

(押印根拠の分類)

A. 国の法令等により押印が求められているもの。
B. 都道府県の条例など外部の機関により押印が求められているもの。
C. 大分市の条例等や慣行により押印を求めているもの。

上記、A から C までのうち、本市が独自に検討を行う必要がある C について、次の「4. 押印見直しの基本方針」に基づく見直しの対象とし、A 及び B については、国の所管省庁や県などから発出される通知等に基づき、必要な対応（条例等の改正、様式変更、関係者への通知など）をとるものとする。

なお、C においても、通知等に押印する公印については、本方針により各課個別で見直しを行う対象とはしない。

#### 4. 押印見直しの基本方針

##### (1) 押印の原則廃止

「押印を求める趣旨（下記参照）」の合理性を判断基準とし、合理性を欠くものについては、押印を廃止する。

特に、認印による押印については、本人確認の認証の効果が乏しく、押印を求める趣旨に対する効力が極めて限定的であって合理性を欠くと考えられることから、原則として押印を廃止するものとする。

また、登記印・登録印の押印で印鑑証明書の提出を求めているなど、印鑑照合を行っていないものについても同様とする。

登記印・登録印の押印で印鑑証明書の提出を求めているものについても、その合理性を欠くと判断される場合は押印を廃止するものとする。

(押印を求める趣旨)

趣 旨	押印廃止の判断に係る国の見解
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	本人確認の手法は押印以外にも多数存在する。 ※(2)の(代替手段の例)を参照
文書作成の真意確認	本人確認がされた“本人”からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
文書内容の真正性の担保	内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価される。

##### (2) 押印廃止に伴う代替手段の必要性の有無の検討

押印廃止に当たっては、従来の認印や印鑑照合を行わない登記印・登録印による押

印の効果は限定的であるという前提に立って、本当に本人確認が必要であるかを改めて検討し、必要な場合は、代替方法を検討することが重要である。

(代替手段の例)

- ・ 継続的な関係がある者の e メールアドレスや既登録 e メールアドレスからの提出
- ・ 本人であることが確認された e メールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることが考えられる。）
- ・ ID／パスワード方式による認証
- ・ 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真の PDF での添付
- ・ 他の添付書類による本人確認
- ・ 電話やウェブ会議による本人確認
- ・ 署名機能のついた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いた PDF への自署機能の活用等）
- ・ 実地調査等の機会における確認

### (3) 押印廃止と「署名」についての考え方

認印を可としている記名押印に代えて、新たに署名を求めることは、規制強化となることから原則として認められないものとする。現行の取扱いに応じた押印廃止と「署名」の考え方については、次のとおりとする。

#### ① 「記名押印又は署名」の選択制となっているもの

記名押印の押印を廃止することに伴って「署名」のみの取扱いとはせず、「記名」の取扱いとすることを基本とする。

#### ② 「記名押印」のみ（押印必須）となっているもの

押印を廃止することに伴う代替手段として新たに「署名」の取扱いとはせず、「記名」の取扱いとすることを基本とする。

### (4) 内部手続の押印見直しに係る留意点

内部手続については、安定的・継続的な関係が認められる者同士で行われるものが多く、一般的に市民から提出される申請等の行政手続と比べて厳格な本人確認の必要性は高くないと考えられることから、原則として押印廃止とする。ただし、会計手続の中には、契約など行政内部にとどまらず市民との間で行われる手続等もあることから、次の点について留意すること。

(留意点)

#### ①契約書について

直接収入又は支出の原因となる契約の最終的な意思確認文書である「契約書」への記名押印については、国においても法的安定性を図る観点から廃止されておらず、本市においても本方針による見直しの対象からは除くものとする。(契約書としての性質を備えると判断される「協議書」、「覚書」等についても同様とする。)

#### ②見積書、請求書等の支出根拠書類の押印について

見積書、請求書、領収書等については、大分市財務規則等においてその取扱いを定めているところであるが、国においても押印不要という判断がなされており、その対応事例を参考に廃止を検討するものとする。(国に準じた取扱いの検討)

### 5. 具体的な取組と手順

#### (1) 行政手続に係るもの

令和2年10月5日付企画第552号通知により実施した「行政手続等の電子化に向けた調査」において各課から回答のあった手続について、改めて押印の見直しの検討結果及び国県等による見直しに対する対応状況(予定を含む。)について照会を行う(2月中旬を目途に集約)。最終的に確定した内容については、3月下旬に、市民への周知のために一覧表として公表予定(市長定例記者会見・市ホームページ・市報等)。

なお、補助金交付申請、行政財産の使用許可申請等の全庁に共通する手続については、本方針に従い、制度を所管する課において押印見直しの検討を行うものとし、検討結果を各部局へ通知する。

押印廃止の手続については、企画課行政改革推進室において「押印廃止の特例規則」を制定し、関係規則、要綱等で求める様式の押印廃止を一括して行うこととする。特例規則においては、押印存続の必要がある手続を特定した上で、それ以外のものについて令和3年4月1日からの押印廃止を行う旨を規定する(市長部局以外の外局等においてもこれに準じた対応を求めるものとする)。なお、各課において個別に規則等の改正手続を行うことで、同日より前に押印廃止を行うことを妨げない。

#### (2) 内部手続に係るもの

内部手続に係るものについては、各課において概要を把握した上で、個別に条例等を改正し、必要に応じて担当課から各部局へ通知することとする。